

## 随意契約理由書

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 件名  | 監視制御システム保守点検業務                     |
| 契約の相手方  | 三菱電機株式会社 大阪支社                      |
| 根拠法令  | 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当 |
| <p>本業務は、水道の送水管理を行う中央管理設備のうち、監視制御システムの保守点検を行うものである。当該システム・装置は、三菱電機株式会社が製作を行ったものである。点検・調整にあたっては、製作者しか知り得ない専門的技術を要するが、製作した三菱電機株式会社は、メンテナンス業務を行っていない。三菱電機株式会社は、当該システムのメンテナンス業務について、神戸地区で唯一の代理店である。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外にないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p> |                                    |
| 担当部署<br>(問合せ先)  | 水道局事業部浄水管理センター設備係 (電話番号 341-8994 ) |